

【一般口演5】 第17席

『傷寒論』における体質学説

石川 劉 園英

【はじめに】『傷寒論』は中国漢代の医聖・張仲景の著作である。張氏は本書により外感熱病に対する弁証論治の理論的基礎を築いた。『傷寒論』は具体例を示して、疾病の変化とそれに対応する方法を示しながら、外感熱病の弁証法則に対して体質を考感しなければならないことを解説している。ここでは『傷寒論』における体質治療について検討を行った。

【六経病と体質】『傷寒論』は『内経』における六経の分証と伝変の原則を参照し、外感熱病が発展過程の各段階に現れる各種の総合的症狀を六種類の類型に概括したが、これが六経病である。『傷寒論』では、六経病症、誤治による変証などを論じている。うちに同一経病でも異なった体質の人が病邪に対する反応性も一様ではなく、発病情況に差異があることを論じている。例えば、太陽病証から見てみると、風寒の邪が太陽に客すというのは同じであっても、悪寒、頭項強痛、無汗の“太陽傷寒証”を呈することもあり、悪風、頭項強痛、有汗の“太陽中風証”を呈することもある。これは患者の体質的素因によって顕著に決定づけられる。六経伝変の法則を例に取れば、三陽が先で三陰が後、表から裏へ、津きより深に及び、実より虚が一般的である。しかし、この伝変法則は体質的素因によって異なった変化を生じることが、『傷寒論』にも論述している。太陽少陰同時に邪気を受けてしまう麻黄附子細辛湯証はこうした例である。これは患者の身体の体質的な特殊性によって起こされるものとしている。

【体質の差異と薬物に対する反応性の関係】『傷寒論』には、体質の差異と薬物に対する反応性の関係についても多くの論述がある。例えば、四逆湯証では一般的には附子一枚、乾姜一両半を用いるが、“強人”では附子の大きなもの一枚、乾姜三両を用い。白散の場合は“強人半錢匕、羸者減之”とするとある。その他、烏頭煎の用法でも同様である。

【体質と用薬の禁忌】『傷寒論』では、体質の差異による用薬の禁忌を考慮しなければならないことが強調している。太陽病では汗法を主とするのであるが、これも、汗法を強調すると共に汗法してはならない場合を列挙している。淋家・瘡家・衄家・亡血家などの場合においては、「発汗す可からず」と禁忌を提示している。このような論述は治療法を確定投薬する上に重要な参考意義を有している。

【考察】六経病の弁証論治は体質内容を十分重視している。以上の内容は、明らかに体質と六経病・伝変・転帰・治療と関係があることを論述している。これは臨床実践をリードする上で多に重要であると考えられる。